

《 東通消防署からお知らせ 》

◎ 春の火災予防運動実施

平成28年春の火災予防運動が県下一斉に実施されます。

これからは空気が乾燥し、行楽や入山者の火の不始末やタバコの投げ捨てにより、火災が発生しやすい時季となります。

火の取扱いには十分注意し、火事のない明るい毎日を過ごしましょう。

○ 実施期間

4月11日（月）～4月17日（日）

※ 防火パレード4月11日実施予定

全国統一防火標語

『無防備な 心に火災が かくれんぼ』

※ 防火パレードの際、サイレンを使用しますので
火災と間違わないようお願いいたします。

◎ 消火器備えてありますか？使用期限は大丈夫？



消火器はご家庭や職場などでも一番身近な消火器具です。

※ 家庭には消火器の設置について法律上の義務はありません。

しかし火災が発生した際に被害を最小限に抑えるために消火器による初期消火は大変有効です。

◎ 『住宅用火災警報器』定期的に作動確認してますか？

住宅用火災警報器の電池残量が少ないと、火災が発生した時に正しく作動しない可能性があります。
半年に一度は作動確認をお願いいたします。

確認方法はボタンやひもで確認します。これはメーカーによっても違いますので、取扱説明書を確認してみてください。

ほこりなどによる誤作動もありますので軽く拭いて誤作動を防ぎましょう。

また、住宅用火災警報器は古くなると電子部品の寿命や電池切れなどで、火災を感知しなくなることがあります。

10年を目安に交換を検討してみてはいかがでしょうか？

※ 住宅用火災警報器や消火器の悪質な訪問販売にご注意を

【お問い合わせ 東通消防署 27-2199】